

豊浦版リノベーションまちづくりコーディネート業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、豊浦版リノベーションまちづくりコーディネート業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

豊浦版リノベーションまちづくりコーディネート業務(以下「業務」という。)

(2) 業務の対象地域

下関市豊浦町全域

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月19日(木)まで

(4) 業務の目的

令和8年度から令和10年度までの3年間で地域資源を活用し、地域内の回遊性の向上とにぎわいの創出を図ることを目的とし、本業務は、その計画における始動1年目として、地域内における人と物(地域資源)とのマッチングを目指すものである。

なお、本業務は地方経済・生活環境創生交付金を活用した公民共創まちづくり推進事業として実施するものである。

(5) 業務の内容

別紙1「豊浦版リノベーションまちづくりコーディネート業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3 予算

見積り限度額3,500千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 契約方法

随意契約

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 日程

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和8年5月11日(月) |
| (2) 参加申込書等の提出期限 | 令和8年5月20日(水)午後5時まで |
| (3) 参加資格審査結果の通知 | 令和8年5月22日(金)までに発送 |

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (4) 質問の提出期間 | 令和8年5月11日(月)から
令和8年5月22日(金)正午まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年5月26日(火)までに発送 |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月4日(木)午後3時まで |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和8年6月中旬頃 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年6月中下旬に発送 |

7 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から参加申込書等の提出期限までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 下関市に対し、市税を滞納していないこと。
- (6) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託する者でないこと。

8 質問の提出

本業務を履行する意思があり、かつ、プロポーザルに参加しようとする者のうち、本業務又はプロポーザルについて質問がある者は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (2) 提出期間 令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)正午まで(必着)
※提出期限までに電話で到着を確認してください。
- (3) 提出方法 電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出先 「19 提出先・問合せ先」に同じ

9 質問に対する回答

質問書を提出した者それぞれに対し、令和8年5月26日(火)までに電子メール又はファクシミリで回答します。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるとき

は、10に定める参加申込書等を提出した者(以下「参加申込者」という。)全てに対し、質問の内容を含めて回答する場合があります。なお、競争性の確保に影響する恐れがある内容(参加者数、参加者名等)については回答しません。

10 参加申込書等の提出

参加申込者は、次のとおり参加申込書等を提出してください。

- (1) 提出書類 ア 参加申込書(様式第2号)
 イ 履歴事項全部事項証明書(法人格を有していない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類)
 ウ 下関市発行の市税滞納なし証明書(法人格を有しない場合は、代表者個人のもの)
 エ 会社概要が分かる既存のパンフレット等(無い場合は、不要)
- (2) 提出期限 令和8年5月20日(水) 午後5時まで(必着)
 ※提出期限までに電話で到着を確認してください。
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 「19 提出先・問合せ先」に同じ

11 参加資格審査結果の通知

参加申込者に対し、令和8年5月22日(金)までに参加資格審査結果通知書(様式第8号)を発送し、通知します。

また、参加資格を有するとの通知を受けた者(以下「有資格者」という。)は、プロポーザルに係る企画提案書等を提出する資格を有するものとします。

※参加資格の審査結果については、市に対し、当該通知の日の翌日から起算して5日以内に書面(任意様式)で説明を求めることができます。

※参加申込書等を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かない場合は、お手数ですが、令和8年5月27日(水)午後5時までに電話で確認してください。

12 企画提案書等の提出

有資格者のうち本業務を履行する意思がある者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出書類 ア 企画提案書等の提出について(様式第3号)
 イ 企画提案書(任意様式)
 ※仕様書及び別紙2「豊浦版リノベーションまちづくりコーディネーター業務プレゼンテーション評価基準」(以下「評価基準」という。)に対応した内容を必ず記載してください。
 ウ 業務実施体制について(様式第4号)

エ 価格提案書(参考見積書)(様式第5号)

オ 再委託申出書(様式第6号)

- (2) 提出部数 企画提案書については、正本1部及び副本8部
その他書類は、各1部

※企画提案書の副本には、事業者名を記載しないでください。

※提出書類の全てをPDF形式で記録したCD-Rを1部提出してください。

- (3) 提出期限 令和8年6月4日(木) 午後3時まで(必着)

※提出期限までに電話で到着を確認してください。

※提出期限までに提出書類を提出しない場合は、プロポーザルに係るプレゼンテーション(ヒアリングを含む。以下同じ。)に参加する資格を失うものとします。

- (4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受取の日時及び配達完了を証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

- (5) 提出先 「19 提出先・問合せ先」に同じ

13 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した者は、下記のプレゼンテーションに出席し、企画提案書等について説明してください。

- (1) 実施期日 令和8年6月中旬頃

※詳細な日程については、別途通知します。

- (2) 実施場所 「19 提出先・問合せ先」に同じ

※詳細な場所については、別途通知します。

- (3) 実施方法 ア プレゼンテーションへの出席者は、企画提案書に記載された担当者を含めて3名までとします。

イ プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とします。

ウ プレゼンテーションの時間は、1者あたり約40分(説明約20分質疑・応答約10分、準備・撤去約10分)以内とします。

エ プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、事前に連絡してください。また、パソコン、プロジェクター、接続ケーブル等については、提案者で用意してください。なお、スクリーン(アスペクト比=4:3)については、必要に応じて市が用意します。

オ プレゼンテーションに出席しない場合は、本業務に係る契約を締結する意思がないとみなし、14に定める評価及び選定の対象としません。

14 評価及び選定

- (1) 市が設置するプロポーザル審査委員会において、評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を公平・公正かつ客観的に評価します。
- (2) 委員が各々100点を満点とする評価点によって評価し、全委員の評価点の合計を当該企画提案者の総合点とします。
- (3) 失格した者を除き、総合点の最も高い企画提案者を候補者(契約の締結に向けた協議を行う候補となる出席者をいう。以下同じ。)として選定し、次に総合点が高い企画提案者を次順位候補者として選定します。ただし、総合点が250点未満の場合、候補者又は次順位候補者として選定しません。
- (4) 総合点が高くなる企画提案者が生じた場合は、「企画提案評価」の項目の評価点が高い企画提案者を候補者として選定します。ただし、それでもなお候補者を選定できないときは、委員の多数決により候補者及び次順位候補者を選定します。

15 選定結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対し、令和8年6月中下旬に選定結果通知書(様式第9号)を発送し、通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次に掲げる項目を市のホームページ(しごと・事業者 > 入札・契約・登録 > 業務委託等の部屋(上下水道局を除く) > プロポーザル情報)に掲載します。

- (1) 所管部課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者名及びその総合点

16 契約の締結に向けた交渉等

- (1) 契約の内容は、原則として企画提案書等又はプレゼンテーションの内容と同一としますが、必要に応じて、仕様、スケジュール等について候補者と調整を図る場合があります。調整後、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約の締結に向けた交渉については、まず候補者で行い、当該交渉の結果合意に至らないときは、次順位候補者で行います。
- (3) 候補者又は次順位候補者は、当該交渉において個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例(平成17年12月26日条例第459号)の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。

17 情報公開

市は、提出された質問書、参加申込書、企画提案書、プレゼンテーションに使用する他の資料等（以下「提出書類」という。）について、下関市情報公開条例(平成17年2月13日条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、公開しない場合があります。

また、本業務に係る契約を締結する前に、公平・公正かつ客観的な候補者の選定に影響を与えるおそれのある情報については、当該契約を締結した後に公開するものとします。

18 その他

(1) 提出書類について

ア 返却は行いません。

イ 提出後の訂正又は差し替えは、市からの指示を除き認めません。

ウ プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。

エ 提出書類の著作権は、これを作成した者に帰属するものとします。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、企画提案書の全部又は一部を無償で複製できるものとします。また、本業務に係る契約を締結した後で、本業務の実施に当たって市が必要と認めるときは、当該契約の相手方となった者(本業務の再委託先を含む。)が作成した企画提案書の全部又は一部を無償で複製し、口述し、又は頒布することができるものとします。

(2) プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者の負担とします。また、やむを得ない理由によりプロポーザルを中止した場合においても、それまでに要した経費を市に請求することはできません。

(3) 参加申込書等を提出した後でプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出してください。

(4) 次のいずれかに該当する参加申込者又は提案者は、失格とします。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領に示す提出期限、提出方法、提出先等作成上又は提出上の条件に適合しない提出書類を提出した場合

エ 選定結果に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行った場合

オ 正当な理由なくプレゼンテーションの開始時刻までにプレゼンテーションの会場に来なかった場合

カ 価格提案書(参考見積書)の金額が、見積限度額を超過した場合

(5) 参加申込者は、プロポーザルを実施した後に不知又は内容の不明を理由に異議を申し立てることはできないものとします。

(6) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

19 提出先・問合せ先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所 豊浦総合支所 地域政策課

担当：増野、古賀

TEL：083-772-4001 / FAX：083-774-3305

電子メール：tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

開庁時間：土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

20 施行期間

本要領は、令和8年5月11日から施行し、本業務に係る契約の締結をもってその効力を失う。